



発行
東京都

目 次

1

告 示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……（環境局環境改善部化学物質対策課）……一

○令和七年度種苗生産事業者講習会の開催……（産業労働局農林水産部森林課）……二

○公有水面埋立工事のしゅん功認可……（港湾局離島港湾部管理課）……三

告 示

○東京都告示第一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、令和四年東京都告示第千五百七十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

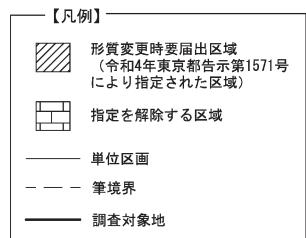
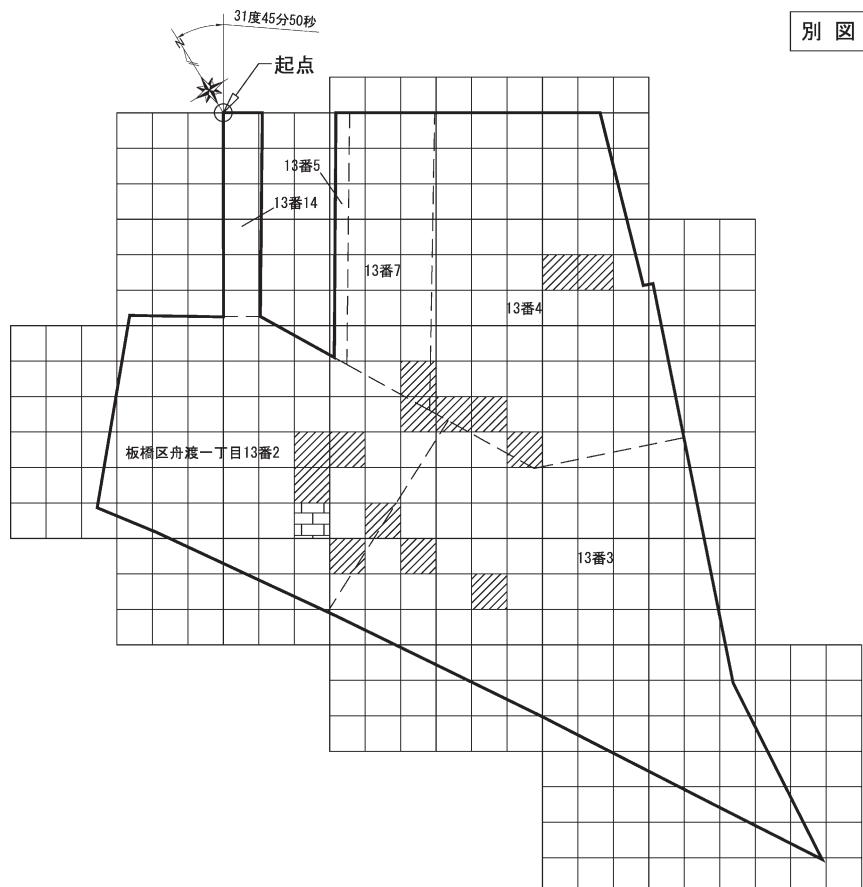
令和八年一月五日

東京都知事 小池 百合子
一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区舟渡一丁目地内）

- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 ベンゼン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



別図



【起点】

起点は、板橋区舟渡一丁目13番14の最北端とする。

【格子の回転角度 (31度45分50秒)】

格子の回転角度は、起点通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二号
林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一條第一項の規定により、令和七年度種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和八年一月五日

東京都知事 小池百合子

開催期日	開始時間	名 称	開 催 場 所	所 在 地
令和八年二月五日(木曜日)	午前九時	公益財團法人 東京都農林水産振興財團立川	立川市富士見町三丁目八番一号	

講習の科目及び時間	開催場所
一 種苗に関する法令	二時間
二 種苗の産地及び系統に関する事項	二時間
三 種苗の生産技術に関する事項	二時間

三 受講対象者

原則として、配布の目的をもつて、林業用に供される樹木（すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、からまつ、えぞまつ及びどどまつの七樹種）の種子、穂木、茎、根又は苗木（幼苗を含む。）を採取し、又は育成する事業を行おうとする者又は当該事業に従事しようとする者で次のいずれかに該当する者とする。

- 四 受講申込手続
 - (一) 東京都在住の者
 - (二) 林業用種苗生産事業を行う都内に所在のある法人に勤務する者

受講希望者は、令和8年1月6日（火曜日）から同月16日（金曜日）までに受講申込書に所定事項を記入し、東京都産業労働局農林水産部森林課若しくは東京都森林事務所森林産業課に提出し、又はLoGオーフォームの申込みフォームに所定事項を入力して申し込むこと。

五 講習手数料

一万四千円

六 その他

(一) 詳細については、東京都産業労働局農林水産部森林課森林産業担当（○三一五〇〇〇一七二〇一）へ問い合わせること。

(二) この講習会を受け所定の課程を修了した者に対しては、講習修了証明書を交付する。

なお、この講習修了証明書がないと生産事業者の登録が受けられない。

◎東京都告示第三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項の規定に基づき、波浮港港湾区域内公有水面埋立てに係る埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月5日

波浮港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

しゅん功認可年月日 令和8年1月5日

しゅん功認可を受けた者

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

埋立区域

(一) 位置

大島町波浮港地先港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑩の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点（北緯三四度四一分一三秒三三、東経一三九度二六分一一秒四四）から一八一度二一分五八秒一八・〇七メートルの地点

②の地点 ①の地点から一六五度五〇分一九秒一・八八メートルの地点

③の地点 ②の地点から一四六度一一分三一秒五三・三二メートルの地点

④の地点 ③の地点から二三六度〇九分三六秒一・九〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三二二度五四分〇四秒八・二六メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三二六度四二分四三秒一〇・〇〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三二六度三三分〇五秒一〇・〇〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三二六度三七分三四秒一〇・〇〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三二六度二九分五四秒一四・〇〇メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から三一九度三分一一秒二・九三メートルの地点

一二二一・三〇平方メートル

埋立地の用途

ふ頭用地

五 埋立ての免許の年月日及び番号

平成二十八年四月十三日 二十八港島管第十六号

六 法第二十二条第三項の市町村

大島町

発 行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一(代) 都新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定 價一本号
(郵送料を含む) 三〇円印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山二丁目十三番七号

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の
リサイクル適性を示すもの